

令和8年6月定例会 地域活性化対策特別委員会（付託）

令和8年6月30日（火）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	沢本	勝彦
副委員長	福山	博史
委員	原	徹臣
委員	川真田	琢巳
委員	眞貝	浩司
委員	仁木	啓人
委員	達田	良子
委員	扶川	敦

議会事務局

政策調査課副課長	仁木ちあき
政策調査課係長	山田有希子
政策調査課主任	小笠亜都美

説明者職氏名

〔企画総務部〕

広域行政担当部長	岡島	啓治
次長（広域行政担当）	内海	はやと
政策企画課長	高木	真郷
市町村課長	西森	修
市町村課地域創生室長	藤川	忠大
情報政策課長	穂葉	圭司

〔生活環境部〕

交通・生活安全担当部長	吉成	浩二
副部長	原	政敏
労働雇用政策課長	井口	貴弘
労働雇用政策課移住交流室長	南部	玲子
交通政策課長	橋本	貴弘

〔経済産業部〕

商流・交流担当部長	里	圭一郎
次長（産業成長推進課長事務取扱）	鳥海	祐司
経済産業政策課長	岡崎	仁美
商務戦略課長	渡部	芳枝

産業成長推進課産業立地戦略室長
イノベーション創出課長

喜井健太郎
大竹 耕太

〔農林水産部〕

次世代農業担当部長	七條 和義
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
次長（農林水産総合技術支援センター経営推進課長事務取扱）	山本 憲
生産流通課長	水口 晶子
生産流通課販売・物流支援室長	新居 義治
畜産振興課長	田上総一郎
林業振興課長	井村 慎也
林業振興課木材需要・生産拡大室長	和泉 玲
農山漁村振興課中山間地域振興室長	新居 宏延

〔県土整備部〕

部長	神原 聡
次長（企画担当）	谷川 健治
建設管理課長	鳳崎 竜一
高規格道路課長	西岡 治彦
都市計画課長	桂野 孝
住宅課長	藤本 裕幸
河川政策課長	披田 毅
港湾政策課長	村上 宗用
港湾政策課港湾経営担当課長	丸岡 昭彦

【報告事項】

- 徳島県「蓄電池」分野における地域産業クラスター計画案の概要（資料 1－1、資料 1－2）
 - 令和 7 年度ターンテーブルの運営状況等について（資料 2）
-

沢本勝彦委員長

ただいまから、地域活性化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

里経済産業部商流・交流担当部長

この際、1点御報告させていただきます。資料 1－1 を御覧ください。

徳島県「蓄電池」分野における地域産業クラスター計画案の概要についてでございます。国においては、地域未来戦略を掲げ、各自治体が取り組む地域産業クラスターの形成を支援することを打ち出しております。

本県では、徳島バッテリーバレイ構想をもとに、蓄電池分野での地域産業クラスター計画の策定に取り組み、この度、計画案を取りまとめたところでございます。

策定に当たりましては、産学官金のメンバーで構成する徳島バッテリーバレイ構想推進会議の皆様から御意見を頂いております。

計画案の概要につきまして、まず、1、産業領域は、本県の強みである蓄電池関連産業とし、蓄電池やその材料、製造設備など、サプライチェーンに係る企業を対象にするとともに、その右の2、核となる区域につきましては、県東部、南部、西部における、産業集積のポテンシャルのある地域として、蓄電池分野の企業が立地する地域などを位置付けております。

3、目指すべき目標につきましては、バッテリーバレイ構想の計画期間に合わせた2030年の目標値に関し、製造品出荷額をはじめとした5項目を設定しております。

下段に参りまして、4、勝ち筋と政策手段につきましては、地域未来戦略による、国からの支援策を活用しながら、バッテリーバレイ構想にも位置付けている人材育成や企業誘致、関連インフラ整備などの取組を、積極的に推し進めることとしております。

これらの取組による徳島の勝ち筋とし、本県が関西と中四国の結節点であることを生かした、各工程をつなぐ製造供給ネットワークの構築、日本が技術的に優位性を持つ、ハイブリッド車用やAI・データセンター向けなど多角的な競争力を持つ製造基盤の確立などとしており、この計画を通じて、我が国、蓄電池産業のグローバル市場獲得、ひいては、国策である蓄電池・電源産業戦略の推進に貢献することを目指してまいります。

現在は、この計画案に関する国との事前協議を行っており、協議が整った段階で、速やかに国へ提出してまいります。

なお、詳細につきましては、資料1－2全体版を御参照ください。報告事項につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

七條農林水産部次世代農業担当部長

令和7年度ターンテーブルの運営状況について御報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。

まず、1、令和7年度の主な取組実績につきましては、旬の食材を使ったメニューフェアや、県産品の販路拡大を図るためのテストマーケティング、商談会などを実施いたしております。

2、運営状況でございます。中段の表を御覧ください。施設利用者数のうち、宿泊の利用者が増加した一方で、飲食・物販の利用者が減少し、施設全体では、前年度よりやや下回ったところでございます。

収支状況につきましては、総売上高は、前年より減少したものの、経費を抑えたことにより、経常利益が増加いたしました。

ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額につきましては、前年度と同程度の3億6,453万円となっております。

続きまして、3、ターンテーブルの営業終了についてでございます。

昨年度、設置いたしました運営評価委員会の意見や、施設所有者の意向などを勘案し、ターンテーブルの営業は令和8年12月末までとし、原状回復工事の上、令和9年3月末で施設を明け渡すこととしております。

4、今年度の主な取組でございます。開設から10年目を迎えるターンテーブルの集大成として、首都圏において更なる認知度向上や魅力発信、販路拡大に向けたイベントの実施に加え、これまで食材を供給していただいた県内の生産者の皆様へのフォローアップ等に、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

沢本勝彦委員長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

扶川敦委員

有機米の栽培のことからお尋ねしますが、有機農業の必要性というのは食料安全保障の意味からも非常に高くなっている。国も2050年の25%の作付面積を目指しているわけですが、徳島県の目標はどうなっていますか。

水口生産流通課長

ただいま、有機農業の徳島県の目標値について御質問を頂いております。

徳島県みどりの食料システム戦略基本計画におきましては、令和12年度、耕地面積に占める有機農業取組面積を1.5%という目標でございます。

扶川敦委員

私は前から申し上げていますが、このペースで、県内で国が掲げてるような25%に匹敵するペースにはならないのではないかと考えているんですけれど、最終的に食料危機がやってくると言われる2050年度にどのくらいになるという目標は、県として持っているんですか。

水口生産流通課長

2050年の県の目標は、現在のところ定めておりません。

扶川敦委員

大都市では栽培なんかできないわけですから、徳島みたいな農業をやっている県が、ある意味ではうんと高い目標を掲げなければ、全国的に達成できるわけがないと私は思うのです。

有機農産物の作付面積を拡大するには、学校給食を入口に食生活の見直しを子供たちがしていくことで、将来的に消費を拡大していくということが言われています。そのことは認識しておりますか。

また、学校給食に有機米を導入するには価格や量の確保の問題があるとされますが、これをどう認識されておりますか。

水口生産流通課長

有機農産物を学校給食で御利用いただくことにつきましては、生産者にとりまして安定的な販路を得られるということから重要であるとも考えております。

一方で、学校給食に使用する具材につきましては、納入するに当たっての価格や供給体制といった条件をクリアすることが求められるということがございます。

給食で使っていただくとともに、有機農産物を生産販売されている農業者につきましては、学校給食での安定的な販路とともに付加価値を価格に転嫁して利益率を確保できる販路もあることから、有機農業を営まれているそれぞれの生産者が経営方針や栽培規模に合わせて判断するものと考えております。

扶川敦委員

需要と価格がポイントですよね。販路というのを広げていくために、どちらが先かということになりますが、消費者意識を拡大する。あるいはどんどん出していくことで逆に知っていただく。

文教厚生委員会で教育委員会に対して県立中学校で率先して有機米を使った給食を取り組むように求めたんです。そうしたら、必要な米の量が 1 人当たり概算 1 日 100 g とすると、三つの県立中学校で 760 人だったら令和 7 年度なら 190 日提供したとしても、相当多いですから、およそ 15 t あれば足りるということです。

ちなみに時間がなかったので、手っ取り早く夕べ A I に聞いてみました。実際に行われている小松島市の学校給食について必要量を A I に試算させてみました。

小学生は 70 g、中学生は 100 g とした場合、小学生は 10.48 t、中学生は 8.35 t、合計 18.83 t、これをフルにやった場合、実際にはフルにやっていませんね。一部導入しているだけです。それも段階的に導入していくことは必要だろうと思っています。

実際は、10 月頃からの 2 か月間、無農薬米を供給するという内容で取組をしているようです。2 か月で 4 t 程度ということです。

段階的に導入していくことが大事で、それによれば、そんなにびっくりするような供給量は要らないんですね。

米の品質については、以前イベントで J A 東とくしまの関係者に勉強会で質問した時にも、無農薬米であっても有機 J A S 認証までは受けていないもののようなようでした。

通常のカ栽培方法よりも農薬使用回数と化学肥料の使用量を半分以下に抑えて栽培させた、いわゆる特別栽培米に近いだろうと思います。

これに対して、県立中学校がどこにあるかというと、徳島県立富岡東中学校、徳島県立川島中学校、徳島県立城ノ内中等教育学校の 3 校。一つの地域で小松島市のように大きな量を集める必要はないんですが、それぞれ 1 校ですから、ハードルは低いと思います。

ここで資料の説明をお願いしたいんですが、県内の有機栽培を行っている状況、自治体ごとに数字を教えてください。

水口生産流通課長

県内の有機農業の状況につきましてですが、今回の有機農業については、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、それから遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に環境負荷を軽減した方法で作られたものということで、令和 6 年度に、県内の実態調査を行った結果でございますけれども、水稻では県下 9 市町で約 129ha の作付けとなっております。

主な産地といたしましては、阿南市が約 63ha、阿波市が約 27ha、小松島市が約 21ha となっております。

また、野菜につきましては、県下 11 市町で約 18ha の作付けとなっております。主な産地としては阿波市、上板町、美馬市となっております。

扶川敦委員

阿波市も小松島市とともに有機、オーガニックに近い給食に取り組んでおられます。価格の問題についても、これも手っ取り早く A I に聞いてみました。

結論だけ言いますと、有機農業で農薬不使用系の玄米というのは J A の通常米と比べておおむね 1.5 から 2 倍ぐらいの価格、生産者直売の通常米の 1.1 から 1.7 倍という回答です。

ただ、学校給食だと、ある程度量をまとめて買い付けができるので、更にもう少し安くなるのではないかなというような話もあります。

価格上乗せをどのくらいして発注すればいいのかということを具体的に検討して、今の給食と比べて、給食 1 食当たりでどのくらいの差が出てくるんだとも聞きました。この頃すごいです。タベ 1 時間ほど調べたらすぐ出てくる。A I ですから、合ってるかどうか分かりませんよ。すごい優秀だけれどいい加減な場合もありますので。

チャット G P T の無料版ですが、給食 1 食当たりでは、どの程度の予算になるかといいますと、仮に慣行玄米の大口価格を 1 kg 当たり 600 円、1 食の生産米の使用量を 80 g とした場合、有機米が 30% 高かったら差額は 1 kg 当たり 180 円で、1 食当たり 14.4 円ぐらいのものです。

現実的に導入する場合は、最初から自然栽培米みたいな高いハードルを掲げるよりも、地域の農薬の化学肥料の不使用米、先ほど紹介していただいた部分ですね。そういうものを慣行米より 2 割から 4 割程度高い価格で契約して大量に購入するやり方がいいのではないかな、ここまでアドバイスしてくれました。

まずは農林水産部として有機農業の拡大を目指しているわけですから、日本のためにも、県民のためにも、高い目標を 2050 年には、このくらいにしたいということは持っていただきたい。それから、これはすぐできる話ですから、庁内で教育委員会や、それから県立中学校 3 校の関係者、これも具体的に 3 校でやってくださいということを検討するようにお願いしていますので、協議をする仕組みを作って。今、紹介いただいた阿南市や徳島市ならできる量ではないかと思います。

作られている有機米がどこに行っているかは別の話です。残念ながら、吉野川市は有機米も野菜もほぼゼロなんですね、これは一から作っていただきたいと思いますが、できるところからこれも県立中学校の地産地消の有機米による、有機に近い米によるオーガニック給食というのをできるように働き掛け、一緒に取り組んでほしいと思うんですが、いか

がでしょうか。

水口生産流通課長

ただいま、地域での有機米の学校での利用について働き掛けをしたらどうかということだったかと思います。

県内では、扶川委員がおっしゃるように、小松島市や海陽町においても市町が主導で学校給食への有機農産物の提供に取り組まれている事例がございますので、こういった事例を市町村や教育委員会と情報を共有しまして、有機農産物の消費拡大の取組を進めていきたいと思っております。

それとともに、本県の豊かな食卓を支える安全で高品質な慣行栽培の農産物も貴重な地域資源でございますので、児童生徒の皆さんには地域の多様な農業に触れていただき、地産地消の取組を進めていただきますように、教育委員会とも協力してまいりたいと考えております。

扶川敦委員

慣行農法の産物を否定しているわけではありませんよ。

当然そういうものも食べていただく、みんな食べていただいているわけですね。でも有機農業をする意味というのは、最初に申し上げましたけれど、慣れたらおいしいので。私はこの頃、健康食みたいなことを考えて白米をほとんど食べない。外国米がずっとおいしいんです。何でも慣れたらおいしいものです。有機農産物もそうです。収量も確保できるようになってきています。

だから付加価値が高いものも作れるので、売れる先があれば、農家にとってもマイナスではないんです。そういう点で取り組んでいただきたい。

次に南海フェリーの撤退問題を質問します。

誰でも、できれば航路を維持してほしいと思います。私も和歌山県にフェリーで妻と温泉や旅行に行きまして、私は温泉嫌いなのですが、那智の滝に行きました。

一方で J R は、例えば国鉄分割民営化時に設けられた基金の運用益と、その運用益を下支えする仕組みがあって、更に設備投資への国費支援を組み合わせると赤字鉄道網であっても、今、維持しているのに、なぜ南海フェリーは、支援できないのかというのがよく分からない。そのあたりの仕組みを教えてください。

橋本交通政策課長

ただいま、扶川委員より、J R 四国あるいは J R 北海道に関して国費による支援があるのに対して、南海フェリーはなぜないのかという御質問を頂いてございます。

ここに関しては国の制度というところはございますけれども、J R につきましては、もともと国鉄ということで国による営業が行われておって、国鉄民営化の中で三島特例ということで J R 北海道、J R 九州、J R 四国というのは、民間の収益だけでは運営できないという中で経営安定基金という形で国による支援によって運行していくという制度が作られているものでございます。

それに対して内航フェリーにつきましては、そういった国鉄、国営というものではなく

民営ということで、これまで運行してきてございまして、そこの違いがあるのかと考えてございます。

扶川敦委員

おっしゃるように、国鉄分割民営化で最初から採算が取れないと分かっている地域に会社を作らせるわけですから、その経営基盤も国の責任で用意しなければいけないという考え方があったんですよね。こんなのやめたらよかった。

当時、国鉄分割民営化には大反対だったんです。結果としてこういうことになってしまった。しかし今、それも怪しいですね。各地で廃線が相次いで面倒を見てくれそうにない、これもおかしい。

南海電気鉄道株式会社（南海電鉄）は2026年3月30日に撤退方針を表明して、2028年3月末を目途に撤退する方針を発表しました。撤退方針の正確な日付を教えてください。

その理由として、明石海峡大橋が開通して主要な交通ルートが陸路に移ったとか、人口減少、高齢化で利用が減ったとか、コロナで大幅な収入減があった、今回の燃料費高騰、それからコロナ時代を含めて、債務が非常にたまっていると。それからフェリーかつらぎそのものの老朽化、そういうことで新しい船を作れないとか、赤字が解消する見込みはないということですね。

しかし、内航フェリーも全く支援していないというわけではなくて、離島住民にとっては唯一の生活交通である航路には国が欠損額の一部を穴埋め補助しています。

これは離島振興法の対象地域や、ほかに交通機関がないという制約が付いていますけれど、この支援では、国道、県道に相当する海上交通機能を有するみたいな条件も入っています。欠損見込額のおおむね2分の1を国が負担するでしょう。

私は、なぜこういうものを内航フェリーには適用してくれないのか納得いかないのです。

国道、県道に相当する交通機能というのだったら、南海フェリーの航路は、なぜ支援の対象にならないのか、合理的な説明ができますか、どうですか。

橋本交通政策課長

ただいま、扶川委員より、離島航路に関して国の支援制度があるのに対して内航フェリーはなぜないのかという、国の制度に関する御質問でございます。

国の考え方をお聞きしたという御答弁になりますけれども、国の解釈でも離島航路でも、その航路が唯一のものだというものに対して補助をするという考えと聞いてございまして、それ以外の選択肢がある、例えば、南海フェリーでございましたら、明石ルートと本四ルートの3ルートがあるというものであり、離島航路に該当しないという整理が国でされていると聞いてございます。

扶川敦委員

時間がないので答えを求めずに意見中心になりますけれども、結局、道路、鉄道、高速バス、航空機など、いろんな交通手段がありますが、ほかに代替手段があるものまで国が赤字補填をすると、全部やらなければいけないのではないかなというような考え方があると思うんです。

船舶の建造や設備への支援というのは離島航路以外でもあって、これだって相手が限られていて、鉄道・運輸機構と船舶を共有して建造するとか、省エネルギー船やバリアフリー船など、特殊なものを作るときに応援するというんですが、この議論は委員会でも、他の委員会、県土整備委員会でも議論されてきたと思います。

南海フェリーが持つ防災、物流、環境、また、二輪車が行けないという話もありました。徒歩のお客も移動できない。こういうことを考えると、離島か否かということだけで国の支援を分けてしまう今の制度自体がおかしいと私は思っています。

この間、議員連盟で高松市で勉強会をしてきましたけれども、徳島県は全国で 7 位、10 位の大きな町だったのに、いまや見る影もない。それは新幹線が通っていないからだという講演でした。なるほどと思いましたけれど、そういうインフラ整備を一部の地域に集中させて、それ以外のところを寂れさせてきたのは国の責任ではないですか。

その結果として人口減少が起こったから、これまた国の交通手段を一つ一つ切っていくようなね。私は、地方を元気にしようなんていう考え方とは全く思えません。これは県としても納得する必要はないと思います。

申し上げますけれども、都道府県を結ぶような基幹的な航路については、南海フェリーもそうですけれど、国が地元自治体と一緒に更新しようとか運航費用を出すというような、お願いベースでというのではなしに、関西広域連合や全国知事会の力も借りて、強く要求していくべきだと思いますが、いかがですか。

橋本交通政策課長

ただいま、扶川委員より、南海フェリーに関して国に対して支援を求めていくべきだという御質問でございます。

私どもも徳島和歌山航路、これは重要なものと考えてございまして、5 月の徳島県の政策要望や四国知事会を通じまして、航路の維持に向けた支援の拡充というのを求めているという状況でございます。

扶川敦委員

とにかく内容的に堂々と胸を張って、他県の知事や全国知事会、関西広域連合とも連携して、要求していただきたいと強く求めたいと思います。

ただ、国に支援を求めるときに、全部国に見てもらえというのは無理だと思います。今、聞くところでは、県として他の業者に船を提供してもらおうとかいうこともやっているわけですね。その状況を教えてください。

橋本交通政策課長

ただいま、扶川委員より、南海フェリーの後継事業者についての御質問と認識してございます。

南海フェリーの本年 3 月のフェリー事業の撤退発表に至るまでは、1 年以上かけて関係自治体と共に打開策を探ってきたところでございます。

ただこの航路については、50 年以上運行してきました南海フェリーの経営ノウハウをもってしてもリプレイス費用 40 億円以上の支援と赤字補填なしには維持できないとの判断

がございまして、民間企業の判断というのは重く尊重せざるを得ないというのが、関係自治体との共通認識でございます。

一方、この航路というのは関係自治体にとっても重要な航路でございますので、先ほど申しましたように、国への支援要望でありましたり、フェリー事業者へのアプローチというのを行ってございますけれども、現時点において可能性のある事業者というのは現れていない状況でございます。

引き続き関係自治体と連携しまして、新たな事業者による航路維持、存続を基本としつつ可能性を探っていきたいと考えております。

扶川敦委員

もちろん、明石海峡大橋のような大きな橋を造る時でも周辺のそれぞれの県が、そういう分担はしましたよ。

同じように国に支援を求めていく中で、別の業者にやっていただくためにも、前に仁木委員がおっしゃったように、南海フェリーにそのまま残っていただくという可能性を探るためにも、最大限の補助を引き出すとともに徳島、和歌山両県が必要な便数はどのくらいだろうか、運賃がどのくらいが適当だろうか、車両の輸送能力というのはどうだろうかということまで踏み込んで、このくらいの仕事をやってくれませんかという形で事業者を公募する中で、運航経費と収入の差額を責任を持って見ますからという提案をしていくべきだと思います。

あるいは船の確保に関しても、両県はもちろん国もお金を出して新しい船を作って、新しい業者にそれを委託して運航していただく方法もあると思うし、あるいは既に別の業者でやるにしても、持っている船を回してもらって、その運航経費の赤字を補填するという方式もあると思います。

いろんな提案の仕方があると思う、そこは柔軟にとにかくにも南海フェリーを残す方法で頑張っていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

橋本交通政策課長

ただいま、扶川委員より、南海フェリー以外の他のフェリー事業者との折衝に当たって、いろんな要件を示していくべきでないかという御質問を頂いてございます。

他のフェリー事業者へのアプローチに際しましては、当然相手方が関心を示した場合に、その協議の中で事業者と行政との役割分担、それから経費負担といった条件面にも話が及ぶものと考えてございまして、ただ現在、そうした可能性のある事業者は現れていないという現状でございます。

この航路の維持に向けては、本県だけではなく和歌山県をはじめ、関係自治体と連携して対応する必要がございまして、関係自治体におきましても現時点ではそういった具体のものを提案していく状況にないとの共通の認識を持ってございます。

扶川敦委員

具体の提案というのは研究して交渉するんですから、一定のデータを持って、実際のどのくらいの便数があれば足りるのか、小さすぎるのは駄目なんでしょうけれど、船のサイズ

はどうか、運賃がどのくらいだったら可能なか。そういうことをきちんと一定の研究をして提案していかないと、受けるほうだって困るでしょう。これはちゃんとやっていただくようお願いします。

時間がないので最後に徳島市中央卸売市場のことをお尋ねします。

先日の徳島市議会で加戸真実子議員が徳島市中央卸売市場の問題を取り上げたことを聞きました。市は移転して再整備すること、現地で再整備すること、分割して再整備することなどを想定して今回、調査費を予算化しようとしていますね。

移転して再整備するのは、自由に設計できるという良さがありいいんだけど、用地確保が大変、結構広い所もあると思うんで、何よりも費用負担が大きくなる。現地で再整備する方法は、営業しながら工事するので、設計が限定されるという問題がある。それから、分割で再整備をすると、青果と水産が行き来しなければいけない。

いずれにしても、市の単独整備は財政が厳しくて困難だといわれています。国の10分の4補助がありますが、元々この市場で扱っている産品というのは、2分の1が県内産で、更にその3分の1が市なんですけれど、県産品の2分の1の、更に3分の2は市外なんです。

知事は令和5年と令和6年の会見で、食べ物は広域的に県下各地から、また全国から、世界からもたらされるもので、県民全ての胃袋につながるものだから、県が応援するのは筋が通っていると言ってこられたし、徳島新未来総合計画の中でも、県市のワーキンググループの中で未来型公設市場の在り方を検討すると。これは魅力のあるにぎわいづくりにも寄与する、いわゆるグランドデザインにも寄与するような市場を検討するんだとおっしゃっていました。

そこで伺いますが、県として再整備について市を支援するという気持ちはしっかり持っておられるのかどうか、これは確認のためにお尋ねします。

水口生産流通課長

徳島市中央卸売市場についてでございますけれども、現在徳島市が開設、運営している徳島市中央卸売市場につきましては、開設から50年以上が経過しているということで、建物の老朽化であったり、時代に合わない衛生管理機能であったり、また耐震性が不足しているといった課題があるということで、早期の再整備が望まれているということは県としても承知をしておるところでございます。

そのため、昨年5月に県都魅力度アップ推進ワーキンググループにおきまして、現在の徳島市中央卸売市場が抱える課題を共有し、担当部局間で新たな市場の機能や整備の在り方について議論を行う旨を、確認するとともに、事務レベルでの意見交換を重ねているところでございます。

扶川委員がおっしゃいましたとおり、徳島市では先日、候補地ごとの費用や整備期間につきまして、本年度から令和9年度の2年間をかけて調査すると伺っております。

県としましては、調査の結果を踏まえた市の方針決定を待つとともに、引き続き事務レベルでの協議を重ねてまいりたいと考えております。

扶川敦委員

協議は分かりました。

何もしないのが前提であつたら協議する必要はないですよね。財政的負担も含めてしっかり支援するんですねということは、明確にお答えください。

沢本勝彦委員長

小休します。（11時10分）

沢本勝彦委員長

再開します。（11時13分）

扶川敦委員

お答えください。もし予算措置を決める制度がないのであれば、それを作ることも含めて私は支援すべきだと思うんです。だから、現状と今後の考え方を教えてください。

水口生産流通課長

徳島市の支援に対する補助につきましては、国の補助制度はございますけれども、県では現状、補助制度はございません。

支援につきましては、市からの提案の内容などを精査いたしまして部内、それから庁内で検討、調整の上、県議会での御議論など所定の手続を経て、県としての方針が決定されるものと考えてございます。

扶川敦委員

今、誰かさんから耳打ちされましたけれど、県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金だってあるじゃないかと。そうですね。あれは何でも使えるんですから。ないというのは若干、不正確です。

単に市場の機能だけで、にぎわいづくりの施設にしなければもったいないという考え方もあります。そこに県内外から人がやってきて、県の農産物に触れるというのは非常に魅力的です。

先ほど、ターンテーブルの閉鎖という話がありましたが、徳島県までいろんな形でアピールして呼んできてもらった人に県内の農林水産物を見て、食べて、買って帰っていたいて、本格的な宣伝ができるではないですか。

3パターン、どのパターンになろうと県として支持をしてほしいと思います。

ただ、その用地で移転整備となると、マリンピアの埋立地というのが有効な選択肢になるわけで、これは福山副委員長や知事も取り上げられたと思うんですが、この工事の状況と今後の見通し、タイムスケジュールについて教えてください。

村上港湾政策課長

ただいま、扶川委員から、マリンピアの進捗状況についてのお問合せがございました。

マリンピア沖洲につきましては、昨年度、マリンピア沖洲周辺における企業等の開発ニーズ、需要調査を行うためにアンケートを行っております。

そういったアンケート結果を基に、徳島小松島港の港湾計画を今後変更して令和 9 年度に公有水面埋立法に基づく埋立申請を目指すということで、企業の需要に基づいて事業を進めているところでございます。

引き続き漁業関係者はじめ関係者の御理解や協力の下、土地造成の実現に向けて取り組んでいくというところでございます。

扶川敦委員

いつから埋立てができるのかというめどがある程度立っているのであれば教えてほしいですけれども、それよりも埋立地にはアンケートでいろんな企業が手を挙げているようです。

しかし徳島市中央卸売市場というのは、先に述べたように県市協調で進めていくべきものだと、知事もそういう考え方です。

市の用地と交換すればいいのではないかとも思いましたが、その価格差というのは非常に大きなものになるということを市の関係者から聞きました。この点では移転する場合は、県としての財政的な支援というのは是非とも必要なんですね。あるいは国の支援制度というのを使わなくてははいけない。

扶川敦委員

県としての支援の在り方として、部をまたぎますけれども埋立てに関して支援する仕組みはないのか。

国として、こういう公の施設を移転するのに対して支援制度がないのか教えてくださいませんか。

沢本勝彦委員長

小休します。（11時18分）

沢本勝彦委員長

再開します。（11時19分）

扶川敦委員

確認しますが、埋立てについては国についても、交付税も補助金もないんですね。

村上港湾政策課長

ただいま、扶川委員から、埋立造成に係る補助金や交付税措置があるのかというお問合せでございますけれども、通常は港を埋立造成する場合は臨海土地造成事業という、県の特別会計の中で実施しております。

土地の造成につきましては、国の補助金はありません。

沢本勝彦委員長

扶川委員、まとめてください。

扶川敦委員

国の補助がないのであったら仕方ないですね。

使える相手に、買ってくれる相手に土地を渡すという考え方もありますが、そういう意味での採算性というのはあると思いますが、それよりも本当に必要な施設であれば県が無償で提供したり貸したりすることもありますよね。

そういう観点も含めて、もし徳島市中央卸売市場が、移転する場合には、県としてその用地の提供をお願いしたいということを求めて終わりますが、答弁があったら、その考え方についてどうかということだけ答弁いただいて終わります。

達田良子委員

今回、令和7年度ターンテーブルの運営状況等について、報告の資料をいただいておりますので、ターンテーブルについてお尋ねをしたいと思います。

令和8年12月末で営業が終わるということなんですけれども、そもそもターンテーブルというのは、令和8年12月末までということでは始まったんでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ターンテーブルの契約時期の御質問かと思います。

ターンテーブルにつきましては、所有者の東急株式会社が物件管理者でありますジャパンアセットマネジメント株式会社に施設を管理委託をしております。県はジャパンアセットマネジメント株式会社と賃貸借契約を締結しております。

その借り受けた施設につきましては、運営事業者であります株式会社ターンテーブルに転貸借して運営をしていただいているところでございます。

この施設の契約につきましては、ジャパンアセットマネジメント株式会社とは令和4年度から令和8年度末までの契約で、賃貸借契約を結んでおります。株式会社ターンテーブルに転貸借をして運営をしていただいているところでございます。

報告いたしましたとおり、昨年度の運営委員会の意見、運営評価委員会の意見も踏まえまして、ジャパンアセットマネジメント株式会社との賃貸借契約を更新しないという方針でございまして、その後、契約に基づきまして引渡しが必要になりますので、そのあたりジャパンアセットマネジメント株式会社、あるいは株式会社ターンテーブルと協議した結果、原状回復して引き渡すという契約になっておりますので、ターンテーブルの運営につきましては今年の12月末で終了いたしまして、その後、県がリノベーション工事で設置いたしましたキッチンなどの原状回復工事をして、令和9年3月にジャパンアセットマネジメント株式会社に明け渡すという形になっております。

達田良子委員

今年の12月末までというのは最初から決まっていたわけではないんですね。協議をされて、いろいろ御意見も頂いたということですよ。

もし、もっと業績が良かったら、徳島県をどんどん売り出していったというような状況であれば違ったかも分からない、そういう状況はあるわけでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ターンテーブルの継続の可能性があったのかという御質問かと思えます。

ターンテーブルの契約につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、その契約の継続等も含めまして昨年にターンテーブル運営評価委員会を設置しており、外部有識者からの御意見を頂いておるところでございまして、11月28日には運営評価委員会から意見書を頂きました。

そちらの意見書の内容は、ターンテーブルにつきましては情報発信や販路拡大において一定の成果を上げていると評価する一方で、徳島県をあえて前面に出さないコンセプトや繁華街から外れた現在の立地では、県や県産食材の発信は限定的であるという御意見も頂いているところでございます。

また、建物が老朽化しておりますので、今後、多額の改修費用が見込まれる等の御意見を頂いております。

これらを踏まえまして、これらの意見に加えまして、今後、東京都だけではなく大阪府、京都府、福岡県などの各地で県産品のPRを行わなければいけないということですか、築29年経過しておりまして老朽化が認められること、更に施設の所有者である東急株式会社から契約を継続しないという意向が示されたことを踏まえて、契約を延長しないということにした次第でございます。

達田良子委員

そもそも最初に始めた時に、非常に華々しく始めたかと思うんですけれども、この施設をホテルや飲食店、いろいろできるようにきちんと改修をしました。そして家賃や諸々の経費があったわけなんですけれども、結局、始めてから今までターンテーブルに県が出してきたお金というのは、幾ら出してきたのでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま、達田委員より、これまでのターンテーブルへの投資額についての御質問を頂きました。

ターンテーブルにつきましては、県が開設する以前はペット関係の専門学校であった施設を開設時に県がリノベーション工事を行いまして、飲食、宿泊、交流機能を持ったアンテナショップということで運営をしております。

投資額のうち、まず家賃につきましては、まずジャパンアセットマネジメント株式会社への賃料、開設から令和7年度までの9年間の賃料につきましては、総額で約4億2,500万円となっております。

また、ターンテーブルに転貸借しておりますので、ターンテーブルからの転貸借収入が約9,400万円となっております、差し引き、県の負担額としては家賃については約3億3,100万円となっております。

また、令和2年度、コロナの関係でお認めいただきました新型コロナウイルス感染症対策として5,000万円で施設の感染防止対策を講じておるところでございます。

それに加えて開設時の物件探索・設計費、改修費用、敷金等を合計しまして、総額6億

6,000万円となっております。

達田良子委員

かなりお金を掛けてきたわけですね。

最初、もちろん1年目というのは、利益は上がらなかったですけども、当時2年、3年と続けるうちに、これは回復してきますというようなことが言われていたと思うんです。

ところが続けているうちに、先ほどおっしゃったコロナということがありまして、飲食やホテル、そういうところが全て全国的に打撃を受けました。

こういう中で非常に困難な状況に陥ったというのは、これは理解できるわけですけども、コロナ後、盛り返してきたかということが問題かと思うんです。

私がなぜこれを聞いているかといいますと、徳島県の物産、農産物、水産物を広く知っていただく機会にさせていただきたいということ。

それから、徳島県そのものを知っていただいて徳島県へ来ていただく、観光なり、スポーツなり、またいろんな目的で徳島県に来ていただく方がどんどん増えてほしいと、そして徳島県の活性化に大いに役立ってほしい。その拠点になってもらいたいなという期待があったわけなんです。

そういう期待に応えられたかといいますと、一生懸命スタッフの方がやってくださっていただろうなということは分かるんですけども、この御意見を見ますと、立地やいろんな条件が、なかなかこれが花開くような状況にはなっていないのではないかということが言われております。

そして一番言われておりますのが、徳島県というのをあえて言わない、徳島県というのを隠したというとおかしいですけど、徳島県を隠したというのが、一体どこがしているのか分からないという状況でやってきたというのが、あえて徳島県を前面に出さないという施設運営のコンセプトの見直しが必要であるという御意見も頂いているのです。

終わりかけになってこういう御意見を頂いたわけですが、徳島県を前面に出さないからまずいのではないかとというのは、もっと早くから御意見があったと思うんですけども、終わりましたという御意見が出るようになってから、このことが言われているように思うんです。

なぜ、途中から徳島県を前面に出すという方向に切り替えなかったのかなと私は思います。そういう方向に切り替えてもっと盛り上げていこうという方向になぜ進まなかったのかと、私はとても残念なんですけれども、その点はいかがでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

今、達田委員より、ターンテーブルのコンセプトについての御質問かと思えます。

ターンテーブルは、開設の当初は他県より少し遅れて設置するということで、差別化を図るために、あえて徳島県を前面に出さないコンセプトで設置をしているところでございます。

それに基づきまして、事業者が施設を転貸借いたしまして運営していただいているところでございます。

達田良子委員

お聞きしたのは、徳島県をあえて前面に出さないというコンセプトだったんですけれども、途中でまずいのではないかという御意見は、誰からも出なかったんですか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

先ほども申し上げましたとおり、ターンテーブルの運営につきましては、昨年度に運営評価委員会を設置いたしまして御意見を頂いておりまして、その中で先ほど申し上げたとおりの御意見を頂いたところでございます。

達田良子委員

いろんなやり方で、こういうのがおしゃれかなというお考えもあるかと思うんですけれども、徳島県が全国的にどれだけ知られているかというのは、とても大事なことだと思うんです。

お料理もおいしい、そして快適に宿泊もできるということで、実は徳島県がやっているんですということを言ったときに、あの有名な徳島県ですかと言ってくれるのか、それとも徳島県ってどこですかと言われるのと、全然違うと思うんです。

徳島県が本当に有名で、全国的に非常に知られている状況であれば、それでもいいかと思うんですけれども、徳島県を売り出すということを前面に掲げて、もっとPRをしていく必要があったのではないかなと思うんですね。

運営評価委員会の御意見の中でも、コンセプトの再検討が必要ということで、広告媒体がSNS中心に移行しているために、シンプルで直感的なコンセプトが望ましいということも言われているわけなんです。

是非今後、いろんな、徳島県を売り出すという場合に、徳島県を前面に出して、徳島県の良さを皆さんに知っていただく取組を進めていただきたいと思います。

ターンテーブルの取組の中で農産物や水産物、徳島県の物産がここで消費されました、どれだけ消費されたのか。そして、それを知っていただいて、徳島県の物をもっと買いたいというような取組もされてきたのか。

物産について、どういう販売状況であったのかお尋ねいたします。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま、達田委員より、ターンテーブルでの物産のお話かと思いますが、ターンテーブルにつきましては、周辺のレストランや、そういった所へのPRもございますので、県といたしましては、ターンテーブルがきっかけとなって県産食材の取引につながった売上というものを指標として位置付けておりまして、御報告させていただいているところでございます。

御報告のとおり、昨年はターンテーブルがきっかけとなって県産食材の取引につながった売上げといたしましては、約3億6,000万円を確保しているというところでございます。

達田良子委員

この中で、宿泊は順調に伸びてきたということなんですが、飲食や物販が振るわなかつ

た理由というのはどう受け止めておられるのでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ターンテーブルの飲食、物販の状況ということだと思います。

まず飲食、物販につきましては、これまで利用者といましては開設から約35万3,000人の方が利用されているところでございます。

さらに、昨年の運営評価委員会の御意見でも、季節ごとに県産の旬の食材を使ったメニューを提供していただいて、周辺住民を含めまして高い評価をいただいているという御意見も頂いているところでございます。

達田良子委員

この運営評価委員会の評価の中で、レストランをせっかく利用していただいてもレストラン利用から物販への導線が弱いと。それから店内販売を補うためのオンライン販売の強化や商談会の拡大が必要だということが言われているんですね。

やっぱりオンラインをどんどん利用して、徳島県をPRしていくということも必要だったのではないかなと思うんです。

そして、飲食や宿泊が目的で来られる方が中心で、別に徳島県に興味があって来たというのではないということなんですよ。ですから、観光や移住につながる可能性が低いということが言われております。

ふるさと納税の活用やSNSを活用した情報発信など、多くの人々にアプローチできる仕組みの構築が必要だということが言われているわけなんです。

こういう御意見をお伺いして、ターンテーブルが今年終わってしまいますというにしても、今後につなげていくために、こういう御意見がどのように生かされていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま、達田委員より、ターンテーブル終了後に運営評価委員会の御意見を踏まえてどういう対応をするのかという御質問かと思えます。

ターンテーブル終了後も首都圏での県産農林水産物の販売拡大、PRは大変重要だと認識しておりますので、ターンテーブル評価運営委員会への御提言も踏まえまして、地域商社や関係部局と緊密連携を取りながら、より効果的な情報発信手法等を検討してまいりたいと考えております。

達田良子委員

どちらにしましても、あと半年です。寂しいです。経常利益が令和7年度はほんの僅かですけれど出ましたということなんです。これまでずっと運営してきて経常利益が黒字になったのは、何回あったんでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

達田委員より、ターンテーブルの収支の御質問かと思えます。

まずターンテーブルは、先ほども申しあげましたように、県が借りた物件を民間のノウハウを活用して民間事業者に運営していただくというスキームでございますので、運営上の収支が直接県の負担につながるということはございません。

それを踏まえまして、収支の状況を申し上げますと、開設から 9 年間で黒字となったのは令和 4 年、5 年、それと 7 年度の 3 年間でございます。

達田良子委員

民間の方のノウハウをということで厳しい社会情勢の中で一生懸命やっていただいたと思うんです。また立地も私にはそんなに有利だったとは思えない所で、一生懸命やっていただいたと思うんです。

けれども、あと 6 か月、最終年に大きな赤字を出してしまったというのではなくて、最終年すごく利益が上がったという状況で是非、終わっていただきたいと思うんですけれども、何か秘策はあるんでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

達田委員より、最終年度におけるターンテーブルの取組についての御質問かと思えます。

ターンテーブルは 12 月末で営業を終了するというところでございますが、開設から 10 年を迎える今年が集大成といたしまして、県産食材の魅力発信や販路拡大にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、まずターンテーブルに足を運んでいただいて県産食材の魅力を感じていただくというところで、県人会等を含めましてあらゆる媒体を使ってターンテーブルのイベント等の発信、さらに県産品の魅力を強力に発信してまいりたいと思っております。

また、御利用いただきました皆様方や関係者への感謝も込めまして、感謝交流イベントや感謝セール等も実施してまいりたいと考えておるところでございます。

達田良子委員

取り組んで、最終は良かったと言えるような状況にしていきたいと思うんです。

それで、ターンテーブルがなくなったとしても徳島県の物産、いろんなものがどんどんと販路が拡大して、徳島県のもものが売れていく、それから徳島県に人が来ていただく、先ほども申しあげましたように、そういう状況になるように取組は、これを教訓に何かやっていかなければいけないと思うんですけれども。

今後の取組につきまして、どのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ターンテーブルの営業終了後のお話かと思えます。

先ほど申しあげましたとおり、運営評価委員会からの意見等も踏まえまして今後、関係部局と連携いたしまして効果的な発信、交流の方法について検討してまいりたいと考えております。

達田良子委員

ターンテーブルの運営評価委員会の御意見というのは、非常に貴重な御意見だと思いますので、これが十分に生かされるように、今後の取組に生かしていただきたいと思います。

この中に、ふるさと納税の活用やSNSを活用した情報発信などということで御意見が言われております。

そして昨年、令和 7 年 11 月議会の地域活性化対策特別委員会で、市町村と連携したふるさと納税の新たな取組についてという取組が報告されたんです。

これが市町村と連携して、徳島県のふるさと納税ポータルサイトを立ち上げますということが言われているんです。

運用開始が今年の 2 月中旬ということになっておりますので、まだそんなに日がございませんので成果が上がったかどうか、なかなか分からないかと思うんですけども、今の取組の状況、その点だけ伺いしておきたいと思います。

渡部商務戦略課長

ただいま、達田委員より、市町村と連携したふるさと納税の取組について御質問を頂いております。

先ほどの達田委員のお話の中にありましたとおり、昨年の 11 月議会において新たな取組について御報告させていただきまして、市町村連携型ふるさと納税制度、とくしまドリームチームとして、今年の 2 月下旬から制度をスタートさせたところでございます。

これまでもおきまして、ふるさと納税の寄附、受入額の拡大に向けまして県と市町村が一体となりまして各種取組を行ってきたところではありますが、県全体の受入額の底上げを図るために市町村連携型ふるさと納税制度を運用し始めたところでございます。

この制度の仕組みについてでございますが、登録を希望する市町村の地域資源である地場産品を県が運営するふるさと納税ポータルサイトに掲載いたしまして、県の返礼品として取り扱い、寄附者からの寄附を県で受入れを行い、事務手続きを行います。

そして、各市町村に係る寄附総額から返礼品調達費用やサイト手数料の経費 50% と、県事業の充当分 5% を除いた 45% を市町村へ交付金として交付しまして、地方創生のための財源として活用いただくこととしています。

制度がスタートしまして 5 月末までの 3 か月余りでの実績としましては、16 市町村が 45 品目を登録いただいております。実際に寄附を頂いた件数は 61 件、金額につきましては 85 万 5,500 円の寄附を頂戴しているところでございます。

達田良子委員

ふるさと納税も徳島県を知っていただくという意味では大きな影響があるかと思うので、PR をして、そして小さな市町村でふるさと納税の仕組みがなかなかできないんだというのがありましたら、十分支援をしていくというようなところでお願いしたいと思います。

ただ、ふるさと納税については、うちはたくさん返礼品を出しているんですという所もあるので、そういう所は独自で力を持っていますのでいけるかと思うんですけども、徳島県のまだ隠れたいろんな物品が知られるように是非、取組をお願いして終わりたいと思います。

仁木啓人委員

本会議で使わせていただいておりますけれども、パネルを使わせてもらいます。

本県の最低賃金の上げ幅については、令和 6 年度に、労働局に知事主導で要望に行き、我々県議も要望に行き、そこから上げていただいているという状況が生まれております。

これは本会議でも申し上げましたけれども、私どもの会派の立場といたしまして非常に有り難い話です。

ただし、要望に行く際に、何度も申し上げますけれども、要望の席で知事さんがおっしゃっていたのは、異次元の最低賃金引上げを成し遂げていただいた場合においては、異次元の施策を実行するという部分で、我々県議会においても、各会派においても、その要望について賛同して行ってきたわけなんです。

そういった部分がなかったら、経営者の皆さん方にいきなりの固定的な負担を強いてしまうというような状況になる。

これは岩手県と本県とを比較して表を作っておりますが、令和 6 年度の引上げについては、本県においてはプラス 34 円、令和 7 年度の引上げについてはプラス 3 円、岩手県においては 9 円、15 円というような形です。

岩手県をなぜ出しているかといいましたら、本県の最低賃金引上げの対策としての経営者への直接的な支援制度、これだけの最低賃金引上げたら、これだけの支援をしますという、補助金なりの制度を見習ったのが岩手県です。

徳島県においては、令和 6 年が突出していきましてけれども、令和 7 年には上がっているのは、目安額から数えて上がっているのは上がっていますけれども、岩手県と比べてうまく上がっていなかった。岩手県は令和 6 年度においては、そういった直接的な支援をされています。本県においては、34 円上げた時は執行率が低かったと問題になった部分です。

令和 7 年度においては、本県においては直接的支援をしていません。岩手県においては、継続してやられています。

経営者の皆さんだって、ない袖は振れないのです。ない袖を振って直接最低賃金を上げろと言われてたってなかなかできない。

そういった声が、いわゆる労使の話合いの中でも生まれてきて、こういうプラス 3 円というような、上がり幅が減少しているのではないかとということが分析されているわけなんです。

岩手県は続けてやっていますから 15 円プラス。令和 8 年はどうなるんでしょうという形なんです。徳島県はどうなるんでしょう。

この上がり幅は予測ですけど、こうやって見てみたら、実際のところ、全体で見たら 3 年、4 年、5 年と続けてきたら、全然変わってくるのではないですか。

累計で言えば、徳島県は減少してってしまうのではないかと。効果的な施策と併せてやっていかなかったら駄目なのではないかということを申し上げたかったんです。

ですから、ここでお聞きしたいのは、令和 7 年度に、ここで執行率が悪かったけれども、これをリニューアルしたらいいのではないかと我々は申し上げてきましたけれども、なぜ

リニューアルせずしてやめてしまったのか。なぜ最低賃金を上げるための方策として本県が取り組んできた直接的な支援を止めたのか、お聞かせいただければと思います。

井口労働雇用政策課長

最低賃金に係る直接支援のお話を頂いたところでございます。

仁木委員がお話しのとおり、令和 6 年度の最低賃金の改定におきましては、国の目安を大幅に超えることとなったことから、事業者の皆様の声をすぐさまお聞きしまして賃上げの財源不足に対応する激変緩和措置として、直接支援を行う特例な措置を行ってきたところでございます。

一方、事業者の皆様が自ら持続的な賃上げが可能となる健全な経済循環、持続的に経済成長を図っていくためには、直接支援といった一過性の支援のみならず、経営基盤そのものを強化する必要があります。しかも重要でございます。

そういった持続的な賃上げの原資となります生産性の向上や価格転嫁の促進など、企業が稼ぐ力を高める支援に県は注力しておりまして、大幅な引上げとなった令和 6 年度の補正予算以降、今議会に提案する分も含めまして総額 35 億円を超える支援を行っているところでございます。

今後とも、事業者の皆様が将来にわたり持続的に賃上げできる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

この答弁だったら、私は、本会議で取下げしてよかった。今、皆さんに聞いてもらったら分かるように、なぜ令和 7 年度、直接的支援をしなかったのかと聞いています。なぜしなかったのか。なぜですか。

もう一回、御答弁ください。求められていたんです。

井口労働雇用政策課長

令和 6 年度は大幅な引上げになったことから、事業者様のお声を直接お伺いし、様々な御意見を聞く中で、賃上げの財源不足に関する課題等というのが浮き彫りになったところでございます。

県が主導して、積極的にやってきたというところもあったかと思いますが、目安額を大幅に上回ったというところも勘案しまして、特例的な臨時的措置として令和 6 年度議会にお認めいただいたものでございます。

令和 7 年度におきましては、国の目安額を参考に最低賃金のデータの基本となる労働者の賃金、生計費、そして事業者の支払能力を勘案し、それぞれ労使双方が協議を行った結果、目安額プラス 3 円で、全会一致で決着したというところでございます。

県といたしましては、飽くまでも令和 6 年度は、一時的な特例措置であるというところを前提に、企業の稼ぐ力である、元となる生産性向上等に注力してまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

特例だったからというよりも、達田委員、我々は求めましたよね。改善してから求めるということをしていった。そういう声は事業者の皆さん方も多かったはずですよ。

国の何とかいうものと併用してできるようにしてくれとか、そういう声が多くて、ここでも議論していったわけです。だからなぜこれを受けてしなかったのかということを知っているんです。

沢本勝彦委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（12時01分）

沢本勝彦委員長

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時02分）

仁木啓人委員

そうしたら、最低賃金の関係ですけれども、先ほどの答弁では、特例的に令和6年度はされましたというお話なんですけれども、こういう状況が生まれているわけなんです。34円を超えてまたやれとは思っていません。そうなってくれるんだったら有り難いですが、事業者にとってもこれだけの負担が掛かりますから。

だから34円、これは目安額から例にない程で上がったと。けれど、最低でも、これが一気に減少していくというよりかは、どこかで踏ん張るというような目標があってもいいのではないかなと思うんです。

令和7年の最低賃金の引上げというのは、本県においてはどれぐらいの目標でいらっしゃったのか、また令和8年度、今年度においては最低賃金の引上げというのはどれぐらいを目標としてされているのか教えていただければと思います。

井口労働雇用政策課長

まず令和7年度の徳島県の最低賃金の改定額について、県としてどれぐらいを考えておったのかという御質問かと思えます。令和6年度の審議におきまして、令和5年度が全国ワースト2位という金額でございましたが、令和6年度の最低賃金審議会で公益委員会が示した見解によりますと、980円で決定した84円引上げの根拠としまして、本県の経済的状况等を総合的に勘案して980円が妥当であると決定されたところでございます。

ですので、令和7年度におきましては、本県の持っている経済力や、そういったものがおおむね妥当な位置にあるという前提の中、他県への人口流出等というところで、近畿圏等の賃金格差を埋めていただきたいという思いで昨年も要望を出したところでございます。

そうした中で、最低賃金審議会で目安額に3円プラスするというところで、全会一致で決まったというところでございます。昨年度におきましては、県としましても、令和6年度に最低賃金審議会で方針を示した本県の経済的立ち位置にふさわしい状況というのを加味して審議していただきたいというところで、要望も受け取りましたので、令和7年度の考え方としては、本県の立ち位置にふさわしい金額でという思いでおったところでございます。

令和8年度、今年度におきましては現在、国で新しい骨太の方針が検討されているとこ

ろでございます。具体的な金額等と目安額というのは示されていない状況や、憶測等というところもいろいろあるんですが、県としましては令和 8 年につきましては、まずは来月、7 月末にでも中央の最低賃金審議会から示される目安額がいくらになるのかを、しっかり見ていきたいと考えているところでございます。

仁木啓人委員

そうしたら令和 7 年度の目安額を基準として、四国 4 県ではどんな感じでしたか。ごめんなさいね。A I を使わずに質問をしているので。

井口労働雇用政策課長

令和 7 年度に四国各県で目安額を幾ら超えたか、ということでございますが、徳島県は 3 円、香川県については 3 円、愛媛県がプラス 14 円、高知県がプラス 7 円でございます。

仁木啓人委員

この動きを見てみたら、施策を施して上がっていくというやり方と、何もしなくても物価の上昇率に合わせて、経済状況が許すのであれば上がっていくというやり方がある。

それともう一つは要請というか、要望を行って、こういう施策をしますからという取引をして、相手を説得させて、最低賃金審議会の中で出てくるというやり方と、三つぐらいあると思うんです。この三つ目のやり方をしたのが令和 6 年。

令和 7 年は、もしかしたら最低賃金を継続して上げたら、同じように施策してくれるかもしれない。令和 6 年に直接的支援をやった時と同じように、もしかしたらしてくれるかもしれないという期待値も込めて多分 3 円だったと思うんです。

だから令和 8 年はどれぐらいに上げたいのか。そういう県の目標というものはあるんですか。最低賃金の目安額からどれぐらい上回ってという目標はあるんですか。

例えば令和 6 年だったら、要望をして間接的介入を行っているという状況が見受けられるんです。そういった形を令和 8 年においても、どれぐらいを目標にされているのか教えていただければと思います。

井口労働雇用政策課長

私のほうでは令和 8 年度、目安額に幾ら乗せるのが目標かという数字は、現在のところありません。

仁木啓人委員

令和 8 年は、目標はないけれども最低賃金は上げるべきなんだという方針には知事以下、変わらないのかどうか教えてください。

井口労働雇用政策課長

最低賃金の考えというところでございます。

最低賃金等につきましては近隣県、特に本県の場合は兵庫県等、近畿圏と隣接しているところです。

令和 6 年度、大幅な引上げをお願いして要望した時にも近隣差、隣接する県との比較、そして人材確保、全ての方に適用される最低賃金でございますので、最低賃金については、また改めて達成の時期の見込みが変わるかもしれないんですが、国でも現在、積極的に全国加重平均 1,500 円に向けてしっかり頑張っていくという目標を立てております。

県におきましては、そういった国の動きと同様に、しっかりと本県の最低賃金が上がり、近畿圏との賃金格差が縮小し、本県の経済力にふさわしい最低賃金となることが一つ目標となっているところでございます。

仁木啓人委員

今、井口労働雇用政策課長が、まさに指標部分が何かというのを答弁の中で若干触れていただきましたけれども、国が最低賃金 1,500 円を目指しているという中での本県の動きであったという今の時点での逆算をすれば、これは整合性が取れるわけなんですけれども、当時はその部分を本県は近隣差を埋めるために、本県は本県の独自の最低賃金を是非とも異次元なやり方という話ですずっとやってきたわけですね。そういうことなんです。

何が言いたいかというと、1,500 円に到達している所はないですよ。まだない。ないんだけど、何を懸念されるかということ、こういう施策をやるか、やらないかによって、いわゆる最低賃金というか、最低賃金審議会の議論の中でも担保があるんだったらここまできいかという話はあるはずなんですよ。

実際にそういう議論の中で、そういった話合いも行われているという経過もございいますから、そこを返せば令和 8 年度は、どういう直接的支援をしていくんですかという話になってくるんです。

この状況を見てみたら、懸念されるのはウサギとカメになりませんかという話なんです。1,500 円までのゴールの中に向けて、本県は最初にスタートダッシュを切りましたけれど、ここで岩手県は直接的支援をずっとやっていますよね、ちょっとずつでもずっと走っているわけです。けれど本県においては、この支援部分を打ち切っているというか、取りやめているわけなんです。

最初のスタートダッシュは良かったけれど、ここから本県の経済情勢を含めて放置して上がっていきますかと。DX だ、何とか、他のところでやっていますけれど、これだけでは上がっていない結果が、この結果に出てきているのではないですか。

経営者の皆さんもない袖は振れない。でも 1,500 円を目標にどうしていくのかということを考えていかなければならない。卵が先か鶏が先かの議論になってくるんですけれども、令和 8 年の最低賃金審議会も含めて、秋口にはまとまっていかなければいけない状況が生まれています。

そこで本県において、こういう状況を見据えて、そういったゴールを目指していくのであれば、今年度においても令和 6 年にしたものをリニューアルさせて本県独自の直接的な支援を行うべきだと思いますけれども、そういうことをお考えになる余地はないのか。簡単な話です。お考えになる余地はないのか、その余地があるかないかについてお聞かせください。

井口労働雇用政策課長

持続的な賃上げのためには、まずは企業が賃金に回せるような生産性向上が大事であると考えております。

また、生産性向上をはじめ、足腰の強い企業体を作ることが、先決かと考えております。今後の目標につきましては、様々な事業者のお声もお聞きしながら、総合的に考案していくものと考えております。

仁木啓人委員

余地があるかないかの御答弁を頂かなかっただけ、すごいあれなんです。先ほども申し上げましたけれども、こういう県の姿勢がどうなのかという、その施策をリニューアルしてやっていくのか、やっていかないのかで最低賃金の金額、上げ幅についても若干変わってくると私は思うわけです。

最低賃金が上がった後に、実際に私は申し上げました。本県においては、大体中小企業の労働人口はこれくらいですと。大企業も含めたら70億円要りますけれど、中小企業だけに特化し、直接的な補償をするんだったら30億円の全体予算が要りますと。

これは半年分の上がり幅、目安額を超える上がり幅を本県が政治の責任、行政の音頭でやったのであれば、その分もしっかりと補助していかなかっただけ地域経済に対して、その分のお金をまかなかっただけ、しっかり下まで落としていかなかっただけ、岩手県のように上がっていかないと。厳しい状況だけ、経済が硬直だけになる。

だからマクロ的な部分とミクロ的に下りていく施策というのは絶対セットでなければいけない。ここら辺をもうちょっと考えて、余地があるのかないのか。余地があるぐらい言っておかなかっただけ上がらないです。余地は全くないということでもいいんですね。余地はないということでもいいのかどうか御確認させてください。

井口労働雇用政策課長

総合的に考えていく中での一つかと考えておりますので、現時点で余地があるかないかということは、お答えはできないと考えております。

仁木啓人委員

私の答弁に答えられないのだったら、知事の会見でもいいから、そういう余地があるかないかは、知事が、他県と比べて上げたいんだったら、そういう一言というのは大切だと思います。それがあがるかいないかによって、ここの部分が実際にどうなっていくかということとは若干変わってくると思います。

その点しっかりと部局の中でもきちんと考えて、この部分についての対策を講じていただきますようお願いをしておきます。

ずっとやっていたらきつくなってくるので、やめておきます。次の質問に移りますが、南海フェリーについてです。

南海フェリーについて申し上げますと、私は南海電鉄の本社まで行ってお話を聞いてきたということを以前申し上げたと思います。この時に条件的に厳しいという話も実際に感じたわけなんですけれども、今まで向こうで話を聞いていますと、南海フェリーがあることによって陸路が寸断されたときに、実際にその部分をフォローしていただいていたと

いう状況が生まれているんだということに気付いたんですけれども、その点、震災、大雨、積雪による通行止めの際、こういうことが考えられるんですけれども、実際にこの部分で南海フェリーが代替輸送路となったという実績というのは把握されていますでしょうか。

橋本交通政策課長

ただいま、仁木委員より災害時、大雪や大雨といった場合に南海フェリーが物資や人の輸送を担ったケースがあったのかという質問を頂いてございます。

私が認識しておりますのが、阪神大震災の時に南海フェリーで物資や人の移動を担っていただいた時期があったと記憶してございます。

仁木啓人委員

大雨と積雪による通行止めの代替路線としての役割が果たされているかどうかの実績については把握されていますか。

橋本交通政策課長

今、数字として持ち合わせているものはございませんが、例えば雪で明石ルートが止まった時にもフェリーが動いているケースはあったように記憶しています。すみません、正確なところは、持ち合わせておりません。

仁木啓人委員

南海電鉄の本社に行きまして説明を受けたのは、大雨による通行止めの実績がありますという部分は示していただいております、例えば、2018年7月6日から7月7日の大雨だった時については代替でやっていたんだと思われるような数字が出てきていますし、積雪による通行止めの代替の機能を果たしているという数字も出てきているんです。

この数字は、知事がこういった形でどこからどこまで乗っているお客さんがおりますというアンケートをSNSで出していたと思いますけれど、その資料と一緒に提供してもらったものなんです。

こういった形で、災害の際に代替のルートになることは明白なわけなんです。過去の実績からもこうなっているんです。それをもうちょっと支援するというのは当たり前の話なのではないかと。

本会議でも申し上げましたけれども、原付以下の車両が本県から関西圏へダイレクトに出ていく手段というのは南海フェリーしかないんです。

もう一つは、災害時の協定を結ばれているということなんですけれど、協定を結ばれて何かしらの運用を実質的にどうしていくかということについて、県は災害時、南海フェリーをどう活用するとか、どこの港を使うとか、そういったものは、計画をされているんですか。されていたんですか。協定を結ばれていると思いますけれど、具体的な計画はありましたか。

橋本交通政策課長

南海フェリーとの災害時の応援協定に関する御質問を頂いてございます。

南海フェリーと県とで、災害時に物資でありましたり人を輸送するという協定を巻いてございまして、南海フェリーとも連携を取りまして、南海フェリーの持つ船舶で、どこの港湾だったら入れるのかといったところのシミュレーションはしておる状況でございます。ただ、災害時というのは、どの港湾が使えるのかといった不確実なところもございますので、具体的に、この港湾に入るとかいったところまで、明確に指定したものはございませんが、そういったシミュレーションというのは、県とも共有しながらしておるという状況でございます。

仁木啓人委員

そうなんです。県はしていないはずなんです。情報共有をして、南海フェリー側にこの部分を負担していただいている。この作業はお願いしていないはずなんです。南海フェリー側は、県からの依頼を受けてやっているわけではない、協定を結んだ者の責任としてやっていると聞きました。

南海フェリー側が実際にやられているのは、災害対応時の役割ということで、この取組をするために徳島県内においては小松島港、そして橘港、県南部沖の海部郡の沖、沖の停泊からの輸送、甲浦港、四つを実際に各航行の所要時間や着岸可能位置、諸々を南海フェリー側において、協定に基づいて独自で調査していただいているんです。

2024年12月17日、これは和歌山県も和歌山県内の3港で、やっているわけです。これについては、2025年6月3日には、徳島県の2港、橘港と小松島港を巡行視察して実際に着岸できるのかも含めてやっていただいて、災害輸送に関する基本協定に基づいて、こういったシミュレーションをしていただいているわけなんです。

こういう部分を違う会社にと、事業者を見つけますとおっしゃっていますけれども、それを受け継いでいただけるのか。現状、協定を結んで支援がない。それに対する直接的な支援がない中においても、南海フェリーにおきましては、こういった部分をシミュレーションしていただいています。

他の事業者も、こういうことを引き継いでいただけるのかどうか、そういったところは、どのような形なのかお聞かせください。

橋本交通政策課長

南海フェリーとの災害時の応援協定に係る取組に関して、仮に後継事業者が現れた場合に、それが引き継がれるのかといった点の御質問を頂いています。

午前中に御答弁させていただきましたように、和歌山県はじめ関係自治体と連携しまして他のフェリー事業者にも当たっているところでございますけれども、まずどういう事業者があるかというところを今、探っているところでございまして、午前中にも申しましたように現在、可能性のある事業者というのは現れていない状況です。

現時点でそういった取組、仮に後継事業者が現れた場合にそういったものを引き継がれるのかどうかといったところは、明確な御答弁ができないという状況でございます。

仁木啓人委員

すぐにはできないと思います。これは協定を結んで、事業者が協定に基づいて無償の愛

と真心でやってやろうかと思って、南海フェリーは、災害時の対応の役割についての調査も含めてやっていただいているんですね。

そういった部分を資産としなければいけないではないですか。資産として見たときに、赤字補填と40億円のリプレイス費用は、それは公共の福祉の向上のために資する投資でないのかと私は思うんですけれども、その点どう思われますか。

橋本交通政策課長

ただいま、災害時の南海フェリーの果たすとされている役割についての御質問を頂いてございます。

仁木委員がおっしゃるとおり南海フェリーの航路を維持するだけでなく、災害時にもこういう役割を果たすというお約束を協定という形で結んでいただいております、その点に関しては、単に移動手段だけではなく災害時の役割も担っていて、これは非常に重要な役割を担っていただいております。

そういった点は、もちろん県としても大事に考えてございまして、ただ一方、災害時に今、南海電鉄の求めている40億円以上のリプレイス費用、それから赤字補填といったところは非常にハードルが高いものでございます。

そういう災害時の役割もありながらも、南海電鉄がこれまで求めてきた支援というのは非常に高いものがございまして、災害時の対応というのは、複数の選択肢があるのが当然望ましいこととございますけれども、仮に南海フェリーがなくなった場合には、それ以外のフェリー航路でありましたり、内航船といったところで補って拡充していくという考え方に立つのかなと考えてございます。

仁木啓人委員

もう少し南海フェリーが今まで果たしてきていただいた役割について、敬意を示さなければいけないと思います。

結んだだけで終わったかもしれない災害時の協定、県側においては、そこから県が主導して何かをやったわけでもない。でも南海フェリーはその役割を果たすために、災害時の協定に基づいた調査なり、何なりをシミュレーションしていただいているわけなんです。これは資産ではないですか。資産なんです。これを大事に育てていくのが公共の福祉の役割でないかと私は申し上げているんです。

だから、次の事業者がどこになるのか分かりませんが、それをすぐに移管できるかというところではないんです。では、その時の次の事業者に対しても、また南海フェリーが2年間存続する、若しくはもうちょっとやってもらおうとするのであれば、お金の問題は避けては通れない。リプレイス費用の40億円、赤字補填分、違う事業者を見つけるにしても、その部分は考えていかなければいけないのです。

その中でクラウドファンディングは難しいと言っています。何回も言っていますけれども、本当に難しいですかと。挑戦してみることが大事なのではないですかと。今までの議論を大切にしてくださいと。そう思いますけれども、難しいで終わらせるんですか。クラウドファンディング以外のそれ以上はないんですか。クラウドファンディングが難しいとお思いなんですか。やってみる価値があると思いますけれども、いかがですか。

橋本交通政策課長

ただいま、南海フェリーの航路に関する資金調達としてのクラウドファンディングに関する御質問でございます。

仁木委員からお話ございましたように、この航路を維持するためには、南海電鉄から40億円以上の支援と赤字補填なしには維持できないという判断が示されるほど厳しい環境にある航路でございます。

仁木委員が御提案のクラウドファンディングにつきましては、不特定多数から幅広く資金調達する手法である一方で、十分な資金調達ができるかどうかというのは不確実性が伴うものでございます。

クラウドファンディングに関しまして、改めて和歌山県とも意見交換を行いまして、過去のクラウドファンディング事例の中においても例を見ない巨額なものでございまして、その実現性というのは極めて厳しく、今回のような民間企業の大きな経営判断を伴う資金調達手法としては、採用するのは難しいのではないかという共通認識を持っております。

また現在、航路に興味を示す事業者というのは現れていない状況にございまして、資金調達の必要額も事業者によって異なると考えられまして、その金額によって航路が維持できるということを明確に示すことができない中におきましては、民間の方に資金提供をお願いするというのは難しいというのは和歌山県とも共通認識を持っているという状況でございます。

沢本勝彦委員長

仁木委員、申合せ時間が過ぎておりますので。

仁木啓人委員

まとめます。

国鉄は特例があると言って公共性があるという答弁がありましたね。一方で今、議会に提出されている交通の補助金においても公共性があるということで南海フェリーは対象となっています。

なぜこの部分を航路維持についても、前向きにもっと検討できないかが私には甚だ疑問に思うしかないわけなんです。

一方で、これは出して申し訳ないですけど、今、当初予算で付いていますけれども、漁業調査船だって、十何億円を超えてやっているわけではないですか。南海フェリーは関係する自治体が四つあるんですからまだやりやすいです。そこら辺で割っても、関係自治体みんながこれは大切なんだと思って、出し合ったら全然違う、40億円を全部我々徳島県民が出さなければと思っているからそういう話になってくるのではないですか。

だから、私が疑問に感じているのは、クラウドファンディングをやったらどうですかというのに、難しいと答えを出したのに、4自治体でちゃんと話をしているのかと。できないことばかりでなくて、もっとちゃんと前向きな話をしてくださいと、これを最後に求めて質問を閉じさせていただきたいと思います。

橋本交通政策課長

クラウドファンディングに関する関係自治体との情報共有、あるいは意見交換といったところでございます。

先ほど御答弁させていただきましたように、仁木委員から御質問を頂きましたクラウドファンディングによる資金調達に関しましては、関係自治体とも情報共有を行い、この案件について資金調達としてどうかといった点も意見交換を行ったところでございますけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、この案件に関して採用するのは難しいという共通認識を持ってございます。

仁木啓人委員

終わります。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

沢本勝彦委員長

それでは、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月4日火曜日から8月5日水曜日までの二日間の日程で、地域活性化対策に関する先進的な取組等を調査するため、栃木県方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、地域活性化対策特別委員会を閉会いたします。（13時36分）